

請願第1号

アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願

紹介議員 滝本 恵一

(請願趣旨)

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業10社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の附則第2条には、「国は、国以外の者による（中略）損害賠償その他（中略）補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされています。

今回の給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象は全ての被害者ではなく建設業のみとなり、さらに屋外で主に働いた被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

以上から、アスベスト被害者の全面救済を図るために、まずは建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、下記の内容で貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

(請願項目)

- 1 支払基金にアスベスト建材製造企業が拠出し、被害者の全面救済を図ること
- 2 給付金の対象を屋外職種や違法期間外に就労した被害者に広げるとともに、20年の除斥期間をより長期にするよう改正すること

令和5年2月28日

野田市議会議長 山口 克己 様

請願者

野田市中里589番地の5

千葉土建野田支部

執行委員長 小山 昇

陳情第1号

核兵器禁止条約に署名・批准を国に求める意見書提出についての陳情

(陳情趣旨)

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、国連創設デーの2020年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し、2021年1月22日に効力を発することになりました。

条文は前文で、ヒバクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意し、核兵器のいかなる使用も人道の原則に反対すると明記し、開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで、核兵器に関わるあらゆる活動を全面的に禁止しています。原子力兵器の撤廃を掲げた国連総会の第1号決議(1946年1月)の実現へ歴史的な一歩です。核兵器を違法とする初の国際条約ができることにより、自国の安全保障を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。

国連のグテーレス事務総長は、条約の発効が確定したことを受け、この条約を強く求めてきた多くの核爆発や核実験の被害者に捧げられたものであり、核兵器のもたらす破滅的な人道上的結末に注意の目を向けさせてきた、世界中の運動の成果だと述べました。心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り、人類と核兵器は共存できないと訴えてきた広島・長崎の被爆者とともに核兵器のない世界を目指してきた日本と世界の市民社会、国連や各国政府の共同の力でつくった条約です。

世界が核兵器廃絶への大きな一歩を踏み出す中、日本政府は保有国と非保有国を分断するものなどと、核兵器禁止条約に反対し続けています。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されています。世論調査では7割の国民が日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。国際社会と国民の声に応え、日本は直ちに核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

648(10分の1)の地方議会が国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。野田市においてもぜひ意見書を提出していただくようお願いいたします。

(陳情項目)

日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約に直ちに調印、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止、核廃絶責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣宛てに意見書の提出を陳情します。

令和5年2月21日

野田市議会議長 山口 克己 様

陳情者

新日本婦人の会 野田支部
支部長 岩岡 由江